

令和2年度 中国四国医師会連合 勤務医委員会

～勤務医の議論・提言を今後の日本の医療政策を牽引する原動力に～

と き 令和2年11月15日(日) 午後1時
ところ 中国四国各県医師会館 Web会議



広島県医師会 常任理事 大田 敏之



Web会議システムによる中四国各県医師会を結んだ協議

第2回目となる中国四国医師会連合勤務医委員会が鳥取県医師会の担当によりWeb形式にて開催された。中四国各県医師会より担当理事および勤務医委員・部会長などが出席し、提出された議題4題について協議・意見交換が行われた。当県からは平川勝洋勤務医部会長と勤務医担当理事の大田が出席した。

本委員会は、平成28年の日本医師会勤務医委員会答申において、各ブロックで勤務医の意見を集約し、日本医師会へ上げていくフレームワーク作りの重要性が求められたことから、平成30年3月の中国四国医師会常任委員会において設置が承認された。その後、岡山県医師会および愛媛県医師会の尽力により、委員会規約が策定され、昨年度第1回目を開催している。

今年度は鳥取県医師会の担当により令和2年10月3日(土)開催の中国四国医師会連合総会の際に開催予定であったが、総会日程を2日間から1日に短縮するとともにハイブリッド会議に変更されたことを受けて、本委員会の開催日程も変更されWeb方式により開催された。

以下、概要を報告する。

挨拶

鳥取県医師会 会長 渡辺 憲

本年10月末現在の日本医師会会員数は173,499名で、そのうち開業会員は83,101名である。勤務医の会員数は過半数を占めている。本年6月の日本医師会役員改選では、勤務医と関連の深い、日本病院協会の猪口雄二会長が副会長に就任した。また、橋本省常任理事は国立病院機構仙台医療センターの院長として長年にわたり勤務医としてお務めであった。従来、国民や勤務医の先生方からも日本医師会は開業医の代表として見なされた経緯があるが、近年、日本医師会のイメージは全医師が参画し、公共性を追求する団体として徐々に広がりつつある。今後、勤務医、開業医の垣根を越えた医師全体からなる学術団体のイメージが一層明確になっていくと思われる。日本医師会勤務医委員会が令和2年12月11日(金)に開催され、中川俊男日本医師会会長から、勤務医の意見を集約する方法に関連した諮問がなされると伺っている。日本医師会勤務医委員会と中国四国医師会連合勤務医委員会が連携を密に強固な関係を築くことが大変重要であり、勤務医委員会での議論・提言などが今後の日本の医療政策を牽引していく原動力になればと考える。

議事

(1) 委員長選出について

規約第7条により、委員長の選出については委員の互選とされている。当番県である鳥取県医師会より日本医師会勤務医委員会との連携強化のため、同委員会委員に就任された香川県医師会の若林久男勤務医担当理事に委員長に就任していただくことについて提案、承認され、若林久男委員長の司会により議事を進行した。

(2) 経過報告

平成28年5月20日(金)に開催された「平成28年度都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会」において、日本医師会勤務医委員会での会長諮問に対して、各ブロックに勤務医委員会を立ち上げ、集約された意見を日本医師会にあげていく枠組みを作る方向で議論が進み、令和元年9月28日(土)開催の中国四国医師会連合総会において第1回目の委員会が開催された。当日は、委員会の位置づけ、今後の運営方針、勤務医対策の推進などについて協議された。開催方法について

は第4分科会の位置づけという議論がなされたり、勤務医だけの協議であれば医事紛争研究会のように毎年岡山で開催してはどうかとの意見もあったが、今回の開催については担当県一任となった。

今回の開催方法・日程については新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえ、次期担当県である愛媛県医師会の一任とした。

(3) 各県医師会からの提出議題に対する討論

各県より4議題が提出され、協議した。本県からは「女性医師の支援に係る取り組み状況について」を提出し各県の状況につき質問した。

議題1：新型コロナウイルス禍における勤務医の処遇とPCR検査について (愛媛県)

①医療現場でCOVID-19と戦っている医療者(医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、臨床工学技士、医療事務職員など)が安心してCOVID-19に立ち向かうための、医療者全員への定期的なPCR検査の検討、②医療従事者自身の健康に対する不安や風評被害、危険手当(新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業)などを問う質問が提出された。

各県からは費用対効果、偽陽性者への混乱などを考えると一律に全員に検査を行うことは現実的ではないとの意見や、感染症病棟など濃厚接触をする機会のある部署では希望者に対する検査を行うことで対応してはどうかとの回答があった。若林久男委員長は、本会が指摘した陽性と判定された職員が偽陽性であった場合の損失も踏まえ、今後はそのような危惧を承知のうえで無症状者、医療者に対し納得する形で検査を行っていく必要があると思うと述べた。

また、医療従事者への処遇については、職員によってリスクの濃淡があり一律の手当は難しいとの意見があった。各県からはボーナスカットなどあってはならない事態が起ころうとしている。特に独立採算で運営している病院勤務医の手当が不十分である。ボーナスカットにより病院崩壊の危険性があるとして金銭補助を問う意見や、感染させないための施設環境整備などの意見があった。

議題2：日本医師会の勤務医委員会の存在感をいかに出していくか (香川県)

日本医師会勤務医委員会だからこそその存在感を示すため、他の団体や組織とは違った魅力を発信するための活動など各県の取り組みを問う

質問が提出された。

各県からは「勤務医の大多数は、医師会を開業医の利益誘導団体とみている」「日本医師会や地域医師会の取り組みをほとんど知らないのが一番の課題」「医師会入会の必要性に乏しい。日本医師会入会までの3層構造は入会の推進を妨げている」などの回答であった。

各県とも郡市医師会に勤務医部会設立や、医師会を身近に感じることができる研修医オリエンテーション・歓迎懇親会などの活動を行っているものの医師会入会率の向上に結びついていない現状が窺えた。本会からは広島大学が地区医師会となって参画し加入促進を進めていることを報告した。

議題3：女性医師の支援に係る取り組み状況について (広島県)

大田より女性医師の割合が4割である現在において、多くの女性がライフイベント（出産・育児など）を迎えることは、一時的に大学の定員が6割に削減されていることと同様であるとし、各県医師会の支援状況について質問した。

各県からは育児の負担軽減を図るための保育サポーターバンクによる支援、医師としてのキャリア・デザインに対する意識・支援活動、男女共同参画を浸透させるための研修会・情報交換会の開催、女性指導者の育成を目的とした女性指導育成セミナーの開催などの取り組みや、復職支援の課題などが報告された。

議題4：研修医の入会勧奨について (岡山県)

岡山県の医師総数6,088人のうち岡山県医師会会員は3,147人(51.7%)でありそのうち半数強がB会員(勤務医:54.0%)である。毎年4月初めに当年度から研修を開始する医師を一同に集め「WELCOME研修医の会」を開催しているが入会に結びつかない状況である。他県ではどのように入会勧奨をされているかという質問があった。

各県から研修医の県・郡市大学医師会費減免、無料化などの取り組みや、入会に積極的でない大学医師会との関係性の課題などが報告された。また渡辺 憲鳥取県医師会長からは「医師会入会の手続きをサポートする郡市区医師会事務局の役割や、勤務医委員会の存在感を示すことが

重要である」「勤務医の意見を集約し改善・改革に結びつけた事例などを研修医に紹介するべき」などの意見もあった。

(4) 次回の開催について

愛媛県医師会の担当により、令和3年10月2日(土)・3日(日)の中国四国医師会連合総会時に開催予定とした。また、前出の令和2年12月11日(金)に開催される日本医師会勤務医委員会の議論の動向によっては、若林久男委員長の一任により本委員会を早期に開催することとした。

なお、若林久男委員長から今年度開催延期となった全国医師会勤務医部会連絡協議会(京都市)が、令和3年10月2日(土)に開催予定であり、中国四国医師会連合総会開催予定日と重なっていることから、本勤務医委員会開催日については担当県と協議する旨の報告があった。

最後に規約に関し、第7条「委員長は、委員の互選で選出し、会議は委員長が招集する」と第10条「本委員会は、中国四国医師会連合内の分科会と位置付ける」による会議運営の矛盾点について、①開催通知は委員長の指示のもと連合委員長、勤務医委員会委員長との連名で連合の当番県が発出する、②会議の資料などについて連合当番県が準備する、③議事の進行は委員長が務めることの3点について確認した。その他文言などの修正も含め規約変更案を検討後、中国四国医師会連合常任委員会の決議に諮ることとした。

担当理事コメント

このたび、中国四国医師会連合勤務医委員会にWeb参加した。今後の医療界の大きな問題である女性医師の復職、若手医師の入会勧奨は、各県それぞれ工夫をされており、本県でも導入すべき事柄も多いと感じた。COVID-19の医療者全員の定期検査に関しては、純粋にサイエンスとして医療(医学といった方が正しいか)を考えた場合には問題があることは明白である。しかし、このような議論が出るのは医療には浪花節的な側面も多いために仕方のないことであり、偽陽性が出た場合などで大混乱を招く可能性を考慮して、事前に十分な説明をして理解を得なければならない。